

平成18年2月13日
福島県環境保全領域

福島県廃棄物処理計画（答申案）の概要について

第1章 廃棄物処理計画の見直しの趣旨

1 計画見直しの背景と目的

本処理計画については、廃棄物処理法に基づき、平成14年度から平成22年度を計画期間とする9カ年計画として、平成14年3月に策定されましたが、その後の社会経済環境の変化等に対応するため、中間年度である平成17年度に見直しを行いました。

2 計画見直しの手法

計画の見直しにあたっては、平成13年3月に策定した「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」（今回の見直しで処理計画に統合）及び平成16年度に実施した福島県廃棄物実態調査（平成15年度実績）等との整合を図るとともに、ホームページ等を利用した県民からの意見を取り入れ、市町村、庁内各グループと調整、検討のうえ、学識経験者、消費者及び行政からなる「福島県環境審議会」において、内容の審議を経て見直しを行いました。

第2章 一般廃棄物の処理

1 目標の達成状況

実態調査結果に基づき、ごみ排出量等の予測値と、旧処理計画の目標値を比較すると、次のとおりであり、このまま推移すれば、目標値の達成は難しいものと見込まれました。

ごみの排出量等の予測値と目標値の比較（単位：千t）

予測値・ 目標値 目標項目	平成17年度		平成22年度	
	予測値	旧処理計画 の目標値	予測値	旧処理計画 の目標値
排出量	804	758	786	726
再生利用量	78	109	76	142
最終処分量	126	105	123	82

2 一般廃棄物の処理に関する課題

これまでのごみ処理の状況から、次のような課題が考えられます。

- ① 大量消費・大量廃棄型社会から、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会へ転換するためには、ライフスタイルを変えていく必要があります。
- ② ごみの排出抑制を推進するため、ごみ処理の有料化の導入等について積極的に推進することが必要です。
- ③ リサイクルを推進するためには、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等の施策の円滑な実施と、各実施主体による一体的な推進体制を構築することが必要です。
- ④ 災害時等一度に大量の廃棄物が発生する場合には、近隣の市町村等が連携を密にしながら処理していく必要があることから、その計画や処理体制づくりが必要です。

3 一般廃棄物に関する基本方針

ごみ減量化・リサイクルを推進するため、次の3つの柱を目標の基本方針として、更に対策に取り組むこととしました。

- ① ごみ発生の抑制（ごみとなる前の取組み）
- ② リサイクルの推進（ごみ資源化の取組み）
- ③ 資源化施設の整備（ごみとして収集した後の取組み）

4 ごみの減量及び適正な処理に関する目標

施策の強化や新たな取り組みを推進することにより、ごみ減量化・リサイクルを一層推進できるものと考えられることから、旧処理計画等の目標値を引き継ぎながらも、県民に分かりやすい目標指標として、新たに次のように設定しました。

＜平成22年度における目標値＞

① 1人1日当たりのごみ排出量	930g/人・日
② リサイクル率	26%
③ 1日当たりの最終処分量	225t/日

5 目標達成のための推進施策

目標を達成するための基本方針に基づき、次の施策を推進することとしました。

(1) ごみ発生の抑制（ごみとなる前の取組み）

意識改革、ごみ処理有料化について見直し、事業系ごみの減量化対策を追加しています。過剰包装防止対策、自家処理及び不用品交換事業の推進については引き続き取り組むこととしました。

ア 意識改革の推進

ごみ減量化・リサイクルの必要性と推進方策について、県民や事業者の理解と協力を得ることが大切であるため、意識改革を推進していきます。

(7) ライフスタイルの転換（循環型社会への転換）

(イ) 環境教育の推進

イ 事業系ごみの減量化対策

ごみ排出量の約1/3を占めている事業系ごみを削減するため、環境マネジメントへの積極的な取組み等により、事業者から排出されるごみの減量化対策を促進していきます。

ウ ごみ処理有料化の推進

生活系ごみ処理の有料化については、市町村のごみ処理費用の増加に対応するための経済的一手法として、また、ごみの排出抑制に有効であることから、積極的に推進します。

(2) リサイクルの推進（ごみ資源化の取組み）

各種リサイクル法等の施策の円滑な実施を図るとともに、集団回収の促進、リサイクル製品等の使用促進についても、引き続き取り組みます。

(3) 資源化施設等の整備（ごみとして収集した後の取組み）

焼却灰等の再生利用を図るため、熔融固化施設によるスラグ化を推進するとともに、資源化施設、たい肥化施設の整備についても、引き続き取り組みます。

6 目標達成のための県民、事業者、地方公共団体の役割

県民、事業者、市町村及び県は、それぞれの立場からの役割分担のもとに、「もったいない」の心を意識して、協力しあいながら、本計画の目標達成を目指します。

7 適正処理の確保

市町村等が主体となって、ごみ処理広域化計画を推進するとともに、自区域内処理体制の整備を図ります。

8 災害廃棄物等の処理体制の確保

大規模な地震や水害等により、大量の廃棄物が発生した際に、迅速かつ適正に処理を行うため、広域的な連携体制の構築や処理計画の策定を行うとともに、一定程度余裕を持った施設整備を図ります。

第3章 産業廃棄物の処理

1 目標の達成状況

旧処理計画では、中間年度である平成17年度、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量について目標値を設定していたため、これを実態調査に基づく将来予測と比較すると、目標達成状況は次のとおりとなり、排出量は増加していますが、排出量に対する再生利用・減量化量、最終処分量の割合では、平成17年度は達成する見込みですが、平成22年度には達成しないと見込まれました。

		目標値①		本調査による予測値③		③ - ①		③ / ①
		(千t)	排出量に対する割合②	(千t)	排出量に対する割合④	(千t)	④ - ② (ポイント)	
平成17年度	排出量	6,850		8,346		1,496		1.22
	再生利用・減量化量	6,060	88%	7,729	93%	1,669	5	1.28
	再生利用量	2,840	41%	3,172	38%	332	-3	1.12
	減量化量	3,220	47%	4,557	55%	1,337	8	1.42
	最終処分量	800	12%	617	7%	-183	-5	0.77
平成22年度	排出量	7,240		8,514		1,274		1.18
	再生利用・減量化量	6,740	93%	7,857	92%	1,117	-1	1.17
	再生利用量	3,380	47%	2,948	35%	-432	-12	0.87
	減量化量	3,370	47%	4,909	58%	1,539	11	1.46
	最終処分量	500	7%	657	8%	157	1	1.31

2 産業廃棄物に関する課題

産業廃棄物の再生利用・減量化と適正処理を推進するための課題として、次の3つが考えられます。

- ① 産業廃棄物の再生利用・減量化の更なる促進が必要です。
- ② 不法投棄などの不適正処理のほか、新たに社会問題化しているアスベストや感染性廃棄物などの産業廃棄物への対応が求められています。
- ③ 土地の高度利用による適地の減少に加え、産業廃棄物処理施設に対する不信感の高まりにより、最終処分場や焼却施設などの産業廃棄物処理施設の新たな設置が困難になってきています。

3 産業廃棄物に関する基本方針

2の課題を踏まえ、次の3つの柱を基本方針としました。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- ③ 産業廃棄物処理施設の確保

4 産業廃棄物に関する目標

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

平成17年5月に国が改定した「基本方針」における国の考え方を基本に、廃棄物実態調査の結果や産業廃棄物税の導入効果、及び産業廃棄物の排出抑制等の推進のための各種施策を踏まえ、目標値を次のとおり設定しました。

(単位：千 t)

	現状	将来予測		目標
	平成15年度	平成22年度①	平成22年度②	平成22年度
排出量	8,387	8,514	8,862	8,514
再生利用・減量化量	7,772 (93%)	7,857 (92%)	8,171 (92%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39%)	2,948 (35%)	3,261 (37%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53%)	4,909 (58%)	4,910 (55%)	4,875 (57%)
最終処分量	615 (7%)	657 (8%)	691 (8%)	596 (7%)

注 平成22年度における将来予測は、廃棄物実態調査の結果(①)と自家発電ボイラーの設置等を加味した場合(②)における排出量等を予測したものです。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

- ア 適正処理を徹底し、不適正処理の原因者に対し、確実に原状回復をさせるとともに、責任の追及を行っていきます。
- イ アスベスト、感染性廃棄物については、社会問題化していることから県民等への情報提供、適正処理を推進していきます。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

- ア 地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を地域ごとにバランスよく整備することとします。
- イ 民間による処理施設の整備を基本としつつ、民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため公共関与による処理施設を整備することとします。
- ウ 最終処分場の容量の確保については、地域ごとの産業廃棄物の排出状況や産業廃棄物の処分実績を踏まえ、地域ごとのバランスに配慮することとします。

5 目標達成のための推進施策

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

排出事業者等の自主的な取組の推進、多量排出事業者処理計画等の作成等推進、再生利用等のルート確保、技術開発研究の促進等、の4つの項目について見直し、エコアクション21、産業廃棄物条例による義務、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」等、新たな制度について追加しています。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

適正処理の徹底、ダイオキシン類等有害物質の削減、不法投棄、野焼き等の不適正処理対策、広域移動に伴う秩序ある処理体制の整備、の4項目について見直し、産業廃棄物処理業者優良性評価制度、産業廃棄物条例による規定内容を追加しています。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

処理施設設置に当たっての円滑な対応、公共関与の推進、の2つの項目について見直し、産業廃棄物条例の規定内容の追加、県中地区環境整備センターについて、施設の種類、規模、整備手法、事業採算性等の検討を行い継続的に取り組む、としました。

6 関係者の役割

排出事業者、処理業者、県、市町村、県民について、基本方針に沿って、その役割に産業廃棄物条例を始めとする新たな制度等を盛り込んで、それぞれ取り組むとしています。

第4章 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物の不法投棄防止に関する措置

不法投棄の未然防止、不法投棄を撲滅するための方策、不法投棄の事後対策、の3つの項目について、現在の取り組みを具体的に記載するとともに、引き続き、不法投棄取締りの強化、排出事業者に対する適正処理指導、啓発の強化し、広域化への対応も実施していきます。

2 県外産業廃棄物の取扱い

県外産業廃棄物の搬入については、産業廃棄物条例の事前届出制度に基づき、搬入量や種類等を厳正に審査し、適正処理がなされるように指導するとともに、特に最終処分場への搬入については、県外物の搬入割合を、引き続き旧処理計画どおり20%以下を目標値とするよう指導することとします。

3 関係行政機関及び関係地方公共団体との連携

広域的な連携として、北海道東北広域連携、南東北三県合同パトロール、産廃スクラム27による合同検問を実施していきます。

4 特定の廃棄物に関する対策

アスベスト及び感染性廃棄物を追加し、PCBを始め特定の廃棄物について整理しました。

第5章 計画の推進

毎年、現状把握したデータを評価・分析し、目標に対し進行状況が遅れている場合は、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策を検討するなどPDCAサイクルによる進行管理を行います。